

委託番号	7605
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 委託名 特定建築物・建築設備定期点検業務委託（歴史民俗資料館）
- 2 履行場所 草加市住吉一丁目11番29号
- 3 履行期間 令和5年（2023年）4月1日から
令和5年（2023年）5月31日まで
- 4 委託内容 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建築物、建築設備の点検業務委託。ただし、昇降機は除く。
- 5 調査資格 次のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 一級建築士
 - ・ 二級建築士
 - ・ 建築基準適合判定資格者
 - ・ 建築物検査員及び建築設備調査員の資格者証の交付を受けている者

6 調査建物

施設名	構造	階数	延床面積
歴史民俗資料館	鉄筋コンクリート	2階	666.08㎡

- 7 調査基準
 - ・ 特定建築物等定期点検業務基準(公共建築物用)
(財)日本建築防災協会
 - ・ 建築設備定期点検業務基準(公共建築物用)
(財)日本建築設備・昇降機センター
- 8 支払方法 業務完了払（1回）
- 9 業務の処理
 - (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
 - (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
 - (3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。
 - (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。
- 10 共通事項
 - (1) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
 - (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16

号) 第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱 (平成 8 年告示第 155 号) 第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

1 1 提出物

成果品等	規格	部数	提出先
定期点検報告書	A 4	各 2 部	草加市立歴史民俗資料館
写真	L 版		

1 2 問い合わせ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること (入札前)

草加市役所 契約課

電話 : 0 4 8 (9 2 2) 1 1 2 9 (直通)

- (2) 同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問い合わせ先

草加市役所 生涯学習課歴史民俗資料館 戸張

電話 : 0 4 8 (9 2 2) 0 4 0 2 (直通)

FAX : 0 4 8 (9 2 2) 1 1 1 7